

令和4年3月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年3月4日（金）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和4年3月4日（金）午前9時02分
散 会 日 時	令和4年3月4日（金）午後3時12分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 加藤 久子 金澤 孝太郎 野本 恵司 潮田 幸子
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 9 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 号	鴻巣市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 4 号	令和 3 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 9 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 2 号	令和 4 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長 岩間 則夫
こども応援課長 矢澤 潔
こども応援課副参事 佐々木志万子
こども未来部参事兼
子育て支援課長 伊藤 和代
こども未来部副部长兼
保育課長 佐々木晴美
保育課副参事 宮澤多喜也

(健康福祉部)

健康福祉部長 高木 啓一
健康福祉部副部长 木村 勝美
福祉課長 服部 和代
障がい福祉課長 新島 政博
健康福祉部参事兼
健康づくり課長 清水 恵子
健康福祉部参事兼
介護保険課長 矢澤 欣子
新型コロナウイルスワクチン
接種推進チーム副参事 中山 尚子

吹上支所副支所長 (課長級) 大島 和之
川里支所副支所長 (課長級) 吉田 勝彦

(教育部)

教育部長 齊藤 隆志
教育部参与 大島 進
教育部参事兼
教育総務課長 鳥沢 保行
教育総務課中学校給食
センター所長 (課長級) 竹井 豊
教育部参事兼
生涯学習課長 田島 盛明
教育部参事兼
中央公民館長 沼上 勝
スポーツ課長 中越 好康
教育部副部长兼学務課長 宮野 和幸
学校支援課長 穂山 孝幸
学校支援課教育支援
センター所長 (課長級) 久保田明子

書 記
書 記

小野田直人
篠原 亮

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。野本恵司委員と菅野博子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第9号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例、議案第10号 鴻巣市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された部分、議案第14号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第22号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計予算の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、そのたびごとに休憩を挟みますので、関係しない執行部が退席をお願いいたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第9号及び議案第10号の条例の一部改正、次に議案第13号の一般会計補正予算、次に議案第19号の一般会計予算について審査を行います。最後に、健康福祉部に関わる特別会計の補正予算及び予算の議案第14号及び議案第22号について、議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第13号及び議案第19号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 5 分)



(開議 午前 9 時 0 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第 9 号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(障がい福祉課長) おはようございます。それでは、議案第 9 号の説明をいたします。

議案第 9 号は、鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正です。これは、埼玉県との連携により、本市における重度心身障害者医療費、独り親家庭の医療費及び子どもの医療費の全ての対象者について、鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例など 3 件の条例を改めるものです。これにより、今までは市内の医療機関等に限って、現物給付において、限度額内であれば窓口で医療費を支払うことなく医療のサービスを受けることができましたが、今後は、重度心身障害者医療費及び子どもの医療費については令和 4 年 10 月 1 日の診療分から、独り親家庭の医療費については令和 5 年 1 月 1 日の診療分から、県内の医療機関等を受診した際にも窓口負担なく医療サービスを受けることができるようになります。言い換えますと、福祉 3 医療の受給者にとっては、例外はあるものの、市内だけでなく県内医療機関での医療費の支払いがなくなることにより、安心して医療が受けられるようになるということです。また、請求書に領収書を貼って請求するこれまでどおりの方法でも医療費の請求ができるため、受給者や医療現場の方が混乱なく制度が浸透していくことが望ましいと考えております。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金澤) おはようございます。それでは、議案第 9 号の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正について、ちょっと何点か質

問させてもらいたいのですが、今課長さんからの説明、また提案説明書の中では、埼玉県内の全域の現物給付化を実現するのに、重度心身障がい者に関する条例など3件の条例を改めるというふうな答弁をいただいているのだ。それで、埼玉県のほうの資料をちょっと私も見たのだけれども、さっき課長さんも言ったのだけれども、福祉3医療費の支給事業というふうにお話ししているのですけれども、根本的にこれを議案第9号の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部改正でひっくるめてしまって、やるのだよという形になっているのだけれども、ほか条例等もあるわけでしょう。そうすると、福祉3医療費云々等の条例変更とかという形にしなかったの、その辺がちょっと根本的に分からないのですけれども。

(障がい福祉課長) 今回の条例なのですけれども、議案第9号を見ていただくと分かるのですけれども、最初に鴻巣市重度心身障害者医療費に関する条例の一部改正ということで一番最初の題ではあるのですけれども、その後、第1条、第2条、第3条ということでそれぞれ重度心身障害者医療費について、第2条についてはひとり親家庭の医療費について、第3条では子どもの医療費についてということで、全部の条例をここで変えているということなのです。何でこういうことをしたかといいますと、今回の条例改正の内容が市内現物給付から県内でかかったときの医療費の現物給付ということで、同じ内容だから一つにくくりましょうということになりまして、こういう方法を使いました。

以上です。

(金澤) では、すみません、提出してある質問事項についてちょっと聞きたいのですが、一部改正の今言っている福祉3医療費、これの現物支給の対象者の対象年齢等の条件というのがあると思うのだけれども、これは未就学児、いわゆるこども医療と、未就学児以外という形で解釈していいのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

ちょっと、

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 対象年齢の条件等についてお答えいたします。

埼玉県では、あくまでも対象を未就学児に限定していますが、自治体ごとに対象者や対象年齢というのが異なっています。今回の導入に当たりまして、県が自治体の意向を取りまとめた上で、令和4年度に入りまして県医師会等の関係機関と協定を結ぶこととなります。本市では、このたびの条例改正によりまして、それぞれの医療費支給事業において受給者として登録された方全員を県内の現物給付の対象といたします。以上です。

（金澤）分かりました。

次に、埼玉県下の市町村で今回の現物支給の対象者というのは違いがあるのですか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）先ほども申し上げましたとおり、現物給付の対象者は自治体によって異なります。令和3年12月に県が調査を行いました。その報告書によりますと、子どもの医療費の場合は、現物給付化は全自治体で導入はしますが、鴻巣市と同様に入院、通院ともに18歳年度末までの自治体や、15歳年度末の自治体、その他、入院と通院により年齢が異なる自治体等がございました。また、ひとり親家庭医療費では、本市と同様に完全現物給付化する自治体というのは45自治体で、県内の約7割程度でした。その他、特定の年齢制限を設ける自治体や、導入せず償還払いの自治体も6団体ございました。

以上です。

（障がい福祉課長）すみません。最初の質問での医療費で未就学児と未就学児以外の解釈を分けるのかという質問があったのですけれども、重度心身障害者医療費の場合は、もともとが65歳未満の方で重度心身になった方が対象ということなので、未就学児、未就学児以外という区別はしておりません。

また、2つ目なのですけれども、県下で市町村の現物給付の対象者に違いはということなのですが、重度心身障害者医療費のほうではやはり自治体によって違いがありまして、先ほどの令和3年12月の自治体の意向については意向調査がありまして、その中では鴻巣市のような全て現物給付が最も多くて約7割で、次に市内は現物給付なのだけれども、市外

は15歳あるいは18歳までが現物給付だったというのは約2割。少数ながら償還払いを継続という自治体もあります。そういったことで自治体によって差があるということです。

以上です。

（金澤）では、分かりました。すみません。

それと、今回の現物支給の日にち、日程、これがちょっと違っているわけです。それで、ひとり親家庭の医療費の現物支給は令和5年1月1日になりますよという形になった。これは本会議でも何か説明したのだけれども、ちょっとよく聞こえなかったもので、もう一度ちょっとお話ししてもらえますか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）ひとり親家庭の医療費支給につきましては、年度更新になっていまして、毎年所得の確認等の審査を行い、1月1日に受給者証を更新することとなっております。そういったことから、県内統一して更新日を現物給付の適用開始日としたものというふうに認識しております。

以上です。

（金澤）あと、対象受給者証の更新について、毎年行っていると。所得制限等の基準の制限はどうなっているかという質問なのですが、これは重度心身障害者医療事業費で、鴻巣が平成30年の9月に議会で条例の一部改正しているのだ。そのときに、新規申請者は平成31年1月1日からですよ。更新する人、これは2022年、今年なのだよね、の10月の1日から所得制限を導入しますよという話になっているのですけれども、今年度10月以降で所得制限が導入されるとなると、その辺で影響する方というのはいるのかどうか、その辺をちょっと確認したいのですけれども。

（障がい福祉課長）重度心身障害者医療では、所得制限が始まったのは平成31年1月1日からです。そこから毎年受給者証の交付を行う方と、それと5年に1回更新を行う既存の受給者の方がおりまして、どちらも有効期限が基本的には令和4年9月30日となっております。今年の10月1日以降は、既存の受給者も毎年更新となります。なお、令和4年10月1日の受給者証発行から受給者全員が所得制限の対象となります。

以上です。

（金澤）最後の質問ちょっとさせてもらいたいのですけれども、今重度心身障害者医療助成制度の中で経済的にかなり苦しい世帯が多い状況になっていると。精神障がい者の保健福祉手帳2級を持っている人にも対象を広げてくれというのが埼玉県下の市等でいろいろ県のほうに働きかけているのですけれども、鴻巣はどういう考えかなと、その辺をちょっと聞きたいのですけれども。

（障がい福祉課長）精神障害者保健福祉手帳2級所持者に対する医療費の助成につきましては、現時点において埼玉県の補助金の対象としていないことなどから、医療費の助成対象とすることは難しいと考えております。平成30年に埼玉県議会において精神障害者保健福祉手帳2級所持者を重度心身障害者医療費助成制度の対象とするよう求める請願が採択されていることから、埼玉県においても検討が行われているものと思いますので、埼玉県の動向や県内市町村の状況を注視してまいりたいと思います。

以上です。

（加藤）では、2点ほどちょっと確認というか、質問させていただきたいのですが、今いろいろと前任者が質問しましたので、いろいろと分かったのですけれども、3条の中で鴻巣市こども医療費支給って、ひとり親家庭と、重度心身障がい者というところで3つに分けた中で、一般のこども医療費の支給も現物給付というふうなことになるのだと思うのですが、その前に、年齢的に今18歳まで医療費無料ではないですか。そういう年齢関係なくというか、18歳の医療費無料化の子どもに対しては全て現物支給で診察が受けられるということで、いいのかがまず1点です。まずそれが1つ。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）今回鴻巣市につきましては、対象となる方、受給者証を持たれる方全員が県内の現物給付化の対象となります。

以上です。

（加藤）では、もう一つの確認なのですけれども、ではひとり親家庭の

方に対しても、重度心身障がい者の方にしても、いつそれを、これで議決されればということになるのでしょうかけれども、いつの段階でどういうふうに周知をしてやっていくというふうに考えていただけるのかをお聞かせください。

（障がい福祉課長）今後、広報やホームページなどに載せながら周知はしていくのですが、実際に何月というのは、子育て支援課と協議しながら適切な時期を対応していきたいと思っております。

以上です。

（加藤）適切な時期をというふうなことですけれども、始まるのはもう分かっているわけですね。重度心身障がい者は10月から、ひとり親家庭の方は来年1月からということで実施日程は分かっているわけですから、なるべくきちんと早くにお知らせを、時期が分からないということではなくて、きちんとこういうことになりますよって前もっての、申請するとか、いろいろあるのかないのか分からないのですけれども、やはり情報というものは早くに提供していただいたほうがいいのではないかと思うのですが、やはりある程度、いつまでにはやっていきたいというふうなことがあれば教えてください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）周知方法について、市のホームページや子育てアプリ、ラインプッシュ通知等、デジタル媒体と広報紙を活用しようと考えています。時期については、ホームページについては、概略についてはご案内できると思いますので、4年度に入りましたら早い時期に案内したいと思います。また、広報紙につきましては、実は埼玉県の方も8月号の彩の国だよりで載せるというふうな予定も立てていますので、それに合わせて鴻巣市としても広報紙には8月号の掲載を予定しております。適用日までに個別にちゃんと対象者に対しては受給者証を発送しようと考えております。

以上です。

（野本）この条例改正に至る経緯を伺いたいと思っております。鴻巣市は鴻巣市内の医療機関で現物給付できるようになっているわけですが、もともとそれをすると何か制度の中でペナルティーがあって、しにくい

というのを以前、これができる前ですか、に伺っていたわけですか。それでなかなかできないところをあえてできるようになっていった。それで、今度は県内全域に広がっていった。このなっていく経緯がどのように実現をしていったのかを伺いたいのですが。お願いします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 経緯としましては、埼玉県のほうが令和元年度に導入について説明会が開かれまして、全体的に県内全体で現物給付を導入しようという話がありまして、そこに鴻巣市も時期を逃さずに導入するという形にはなったのです。

(野本) 現物給付にするとペナルティーがあるというようなことを記憶してるのは、その点は私の記憶で正しいのかどうか伺いたいのですが。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 事実、ペナルティーはございます。ただ、未就学児については国保のペナルティーからはなくなっています。それ以上の年齢についてはいまだにちょっとペナルティーのほうはございます。

以上です。

(野本) そうすると、県内全域がそうなった中でもペナルティーはついているということでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) そういう解釈でいいです。

(野本) そうすると、その影響額とかというのは大体計算をされているということですか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 国保のほうにちょっと確認をしているところなのですが、正式な数字のほうはちょっと出ておりません。すみません。失礼いたしました。

(野本) そのところは、県全体でやる事業なのだけれども、ペナルティーはそれぞれの各市町村が負うということになるわけでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 現時点ではそういう形になります。

以上です。

(野本) 今後、それに対する改善というのはやっぱり市としては要望していくのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 機会を捉えて要望していきたいというふうに担当として考えております。

以上です。

(野本) 分かりました。

では、もう一点なのですが、この改正によって、説明のときにもあったかと思いますが、この改正による医療費が増えるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) この導入に当たりまして、システムの改修費だとか、あとそれに伴い封入封緘の作業だとかかかるとともに、医療費についても、現物給付化することによって利用者が一時的に増加するというふうに、県では年間15%ほど増えるだろうというふうに見込んでいますので、子どもの医療費に関しましては、10月に受診分ということになりますので、4か月、15%の3分の1程度が増加するだろうというふうに見込んでおります。

以上です。

(野本) 今までも理論的には、償還払いだっただから、理論的には最終的には無料というふうに思うのですけれども、それでも行く人が増えるというふうに捉えるということでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) そうです。実は、平成23年の1月に市内の現物給付化したときも、その前の年度と、その後の年度では13%程度、割合として医療給付費が増えています。ですから、今回も若干の増加があると見込まれています。

以上です。

(野本) そうすると、前回は償還払いから窓口無料ということで13%ぐらいだけけれども、市内に関してはもともとないから、それはそれほど大きくはないのではないかなと私は感じますが、いかがでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 担当としてもそうなのかなという部分もあるのですが、県としては試算するときには15%程度年間ということで情報がありましたので、そういう見込みをこちらでは立てております。

以上です。

(菅野) 1点だけお聞きします。

予算書の153ページに、ひとり親家庭医療費支援事業に4,399万3,000円と、それから159ページに……

(委員長) 菅野委員に申し上げますが、今議案の……

(菅野) 9号か。

(委員長) はい。9号について。

(菅野) 補正予算か。

(委員長) それは予算のときに質問をお願いいたします。

(菅野) 分かりました。

(委員長) 議案第9号については、質疑はありませんか。大丈夫ですか。大丈夫そうですね。補正予算ではなくて、まだ議案第9号です。大丈夫ですか。あれば。

(菅野) これに関わって、医療費が現物給付するとなると幾らぐらいになるのかというのは、数値は出るのでしょうか。出ないのでしょうか。予算書に出ているのだから、補正でも出ていますよね。

(補正じゃないの声あり)

(菅野) 補正ではないか。

(委員長) 関連しているので、ここでも聞けますが、補正予算のときにもう一度聞き直しますか、どちらにいたしますか。

(菅野) 本予算のときでもいいかな。

(委員長) 大丈夫ですか。

(菅野) 本予算のとき聞きます、では。

(委員長) では、そちらでお願いします。

(金子) すみません、根本的なところを確認させていただきたいのですが、けれども、今回、条例上は重度心身障がい者と子ども、ひとり親家庭の子どもということで出ていますけれども、これ全部その他の子たちも現物支給になるという認識でいいのですか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) はい、全児童、医療費の制度の対象の児童全員が対象となります。

(金子) その場合というのは、条例の改正、すみません、私がもしかしたら見落としているかもしれないのですけれども、そこを特化した条例の改正とかというのは要らないのですか。

(こども未来部長) 議案第9号の第3条のところに、鴻巣市子どもの医療費支給に関する条例の一部改正というところで、こちらが例えばひとり親家庭等の医療費に該当しないお子さん、全ての児童がそこに入りますので、そちらのほうで、子どもの医療費についてはそこで網羅されていますので、大丈夫かというふうに思います。

(金子) ありがとうございます。その場合、ちょっと運用についてお伺いしたいのですけれども、今、市内で対象の子どもが行くと、保険証を渡してその場でスムーズに、お金払わなくていいですよというような対応だと思うのですが、市外で受診した際に同じような対応になるのか、それともわざわざ、私鴻巣市なので、無料になるのでお願いしますのような申告が必要なのかどうかというのをお伺いします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今回、県内全域の自治体が、この県内現物給付化するという事で、それぞれの自治体ごとに対象が異なりますので、医療機関で混乱を生じないように、今回新たな受給者証の様式をある程度変更して発行しています。細かく必須事項などをその受給者証に掲載しております。ですから、実際の利用に当たっては、月の初めだけではなく、毎回受給者証を医療機関に提示してもらうということが必要となります。また、県の説明会では、今回県の医師会等に協定を結ぶこととなりますが、加入していない医療機関等にも協力の依頼を通知として出すことになっていますが、協力を得られないところも一部出てくるのではなかろうかというふうには言われています。ですから、初回の利用に当たっては事前に確認していただくことがよろしいというふうには県から言われています。それらの点についても県に合わせて周知をしていきたいと考えています。

以上です。

(金子) 今の受給者証の話なのですけれども、これはもう18歳以下の子ども、鴻巣市内の子どもに関しては全員発行されるということでいいで

すか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）はい、そのとおりです。ですから、10月1日の適用日前に郵送で届くように対応させていただきます。以上です。

（金子）そうした場合、市外で受診されるときはそれを見せてくださいというご説明だったと思うのですが、忘れてしまったら使えない、現物給付ではなくて、取りあえず立替え、償還払いになるのかどうかというところをお伺いします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それにつきましては、原則提示していただくということになっていきますので、医療機関の判断になるところもあるのかなとは思いますが、原則こちらでお願いするのは毎回提示していただくということになります。

以上です。

（金子）ちょっと今後の話になるかもしれないのですが、その受給者証を毎回持ち歩くというのなかなか旧来的なやり方なのかなというのがありまして、今マイナンバーカードのほうと保険証が連携したりとかということもあるかと思うのですが、将来的な話なのですが、そういった市とか県とか独自の受給者証みたいなものをマイナンバーの中に入れ込むような、ちょっと国の話かもしれないのですが、そういうことを市から要望できたりとかするのですか。

（こども未来部長）その辺につきましては、ICTのほうとかマイナンバーの担当部署との絡みもありますけれども、国全体として医療費の制度がどうなっていくのかというところだと思います。今現在は、この福祉3医療というのは県の事業としてやっておりますので、そんな中でマイナンバーの中に入れられるのかどうかというのは、ちょっと私どもでは判断はできないところではあります。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第9号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前9時37分)



(開議 午前9時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第10号 鴻巣市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 議案第10号 鴻巣市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

市町村が条例で定める地域密着型サービス事業者の指定については、介護保険法第78条の2第5項の規定により、厚生労働省が定める基準に従い定めることとされております。この基準について、平成30年4月1日施行介護保険法施行規則の一部改正により、看護小規模多機能型居宅介護におきましては、従来の法人に病床を有する診療所を開設しているものが追加されたことにより、本条例の改正を行うものでございます。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 増えた診療所と法人の数というのは分かるのでしょうか。法人に追加するということだから。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 看護小規模多機能型居宅介護におきましては、本市にはこのサービスを提供する事業所はございませんので、法人の数で今のところゼロでございます。

(野本) 本市には該当するところがないという中で、この改正をしておくメリットというのは今後どのように現れてくるのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請ができる事業所は、現状、医療法人が運営することが多いと聞いております。この条例改正により、法人格を持たない、病床を有する診療所を開設しているもの、個人医院とクリニックということになりますけれども、こういったところも運営できるようになりますので、今後公募で募集していくに当たりまして、より広く募集できるようになるものと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) では、質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第10号 鴻巣市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前9時42分)



(開議 午前9時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本)では、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)について幾つか質問をさせていただきます。

まず、13ページの歳入の民生費国庫補助金の保育課、保育所等整備交付金のところですか。説明では、施設の整備が遅れるということで、9月頃という説明でしたっけ、になるということでありましたが、国の補助が3分の2ということでした。これは市の補助も予定をしていたのでしょうかというのがまず最初です。

(こども未来部副部長兼保育課長) そうです。市の負担分も予定しております。

以上です。

(野本) 国が3分の2で、市がどのくらいだったのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 市の負担分は16分の1になります。
以上です。

(野本) そうしますと、これは減額をして繰越しという形で捉えていくのかどうかを伺います。

(こども未来部副部長兼保育課長) 今回、3年度分は減額いたしまして、4年度に当初予算で計上させていただいております。
以上です。

(野本) 国の補助金になるのですか、これは。これちょっと私の記憶は正確ではないのですが、この事業に対する補助金は、前の年から繰り越したのではなく、今年度の補助金だったのか、それでさらに繰越しができるものとして受け取っていいのかどうかを確認で伺いたいと思います。

(こども未来部副部長兼保育課長) 令和2年度についても、2年度分を残して補正させていただいて、新たに3年度分ということで今回3年度の当初予算で計上させていただいております。また、3か年事業ということで、4年度に当初予算で3か年の事業分を計上させていただいております。

すみません。先ほどちょっと市の負担分を16分の1と申し上げたのですが、すみません、12分の1でした。申し訳ありません。

(野本) 要は繰越しがどの程度まで、期間がですね、どの程度までできるものなのかなというのがちょっとよく分からなかったところだったので、市の予算も含めて繰越しというのはどのように考えられているのか伺いたいと思います。

(こども未来部副部長兼保育課長) 本来であれば、1年で事業を完了するというのが本来だと思うのですが、昨年度につきましても、コロナの影響等がありまして、国のほうで認めてくださっていた状況があります。今年度につきましても、そのような状況で3か年事業を認めてくださったということになっております。
以上です。

(野本) 分かりました。そうすると、今回はコロナの対応ということで

延ばす、延ばせるというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長） 県のほうにもそういったことで市のほうの意見書等も出させていただきまして、3か年事業を認めていただいたということになります。

以上です。

（野本） 分かりました。

では、次にその下にあります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金についてですが、この金額というのは、1億1,497万4,000円というのは、物量としてと言ったらいいのか、この金額は3回目のワクチンに充てるものだと思うのですが、どの程度の量として考えればいいのかちょっとよく分からないので、教えていただきたいと思います。

（新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事） お答えいたします。

こちらの金額につきまして、内訳といたしましては、今補正予算の歳出予算の補助金対象科目、国保連の手数料、VRS事務手数料の28万6,000円と、それから今まで一般財源を充てておりました部分、1億1,468万8,000円を補助金に振り替えた額の合計が本補正予算の歳入予算となっております。

以上です。

（野本） そうすると、ちょっと私が気になったというか、分からなかった部分というのは、要するにこれ3回目への対応としてと受け取ってきたので、ちょうど年度をまたぐタイミングになるので、この額で何人できるのか、それで4月以降の分がどういうふうになるのかというふうにちょっと受け取ってしまったのですが、その辺のことを伺いたと思います。

（健康福祉部副部長） この補助金ですが、国からのワクチン接種に対する歳入としては負担金と補助金、この2本柱がございます。上のほうに計上してございます負担金が接種の費用に係るものです。今ご質問いただいております確保事業補助金、これはその他の運営経費というのですか、事務経費等に充てるものでございます。額が大きいのですが、これ

は3回目の経費だけではなくて、今まで行ってきた1回目、2回目の分の経費も含まれてございます。額が大きいのは、今まで交付決定がなかなかいただけませんでしたので、交付決定をいただいたタイミングで1回目、2回目の補助金も計上したというところでございます。つまり今までは一般財源で立替えをしていたというところが、補助金が入ってきましたので、それを計上させていただいたというところでございます。以上です。

(野本) 分かりました。

では、次に25ページの児童措置費の子育て支援課、児童手当について、4,000万円、これは支給対象が想定以上に増えなかったということだという説明だったと思います。増えなかったということは、要するに収入が落ちなかったということ、それは要するにコロナの影響がそれほど大きくなかったというふうに受け止めてよろしいのかどうか伺いたいと思います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今回当初予算で見込んだのは、特例給付という所得の高い層の対象児童が減るだろうというふうに見込んでいたのですが、実際所得の高い方の層の人数が減らなかったというところで、このような減額の補正になりました。

以上です。

(野本) 具体的には何人くらいというか、どのくらいの対象数なのでしょう。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 当初の特例給付の見込みでは4,935人というふうに見ておりました。全体の3.5%弱ぐらいを見ていましたが、実際見込みとしては9,473人ということで、補正後は6%ぐらいが特例給付であろうというふうなことが見込まれました。

以上です。

(野本) 分かりました。

次に、39ページの学校給食費の中学校給食センター整備事業ですが、先ほどの説明の中で設計仕様の変更で減額になったということだったと思いますが、具体的にどのような仕様変更だったのか伺います。

(教育総務課中学校給食センター所長) それでは、ご質問にお答えいたします。

当初予算額でありますと、500万円ほど計上させていただきました。内容につきましてなのですが、当初は入札での執行を予定しておりました。ただ、財政当局のほうからの指示もあり、資格を持っている職員で対応できるものは対応していきなさいというような指導もありまして、内容的には、打合せ回数、立会い回数、各種申請業務等、職員等で行えるものについては職員対応、これは先ほど申し上げたとおり資格がないとできないのですけれども、建築士、土木施工管理士の資格を持った職員がおりましたので、そのような点から減額になったということになります。

以上です。

(野本) 設計仕様の変更というのはそのことだということによろしいのですか。

(教育総務課中学校給食センター所長) (課長級) そのとおりです。

(野本) 分かりました。設計の内容が変わったのではなかったということですね。

それでは、もう一つ、その次に社会教育総務費の文化センター管理運営事業、文化センター指定管理料の1,132万円のところで、これは新型コロナの影響で事業ができなくなったことによる指定管理料を補填したというふうに受け止めたわけですが、具体的にどの程度の事業ができなくなって収入が減少したのか伺いたいと思います。

(教育部参事兼生涯学習課長) 具体的にどの程度というご質問かと思うのですが、事業的には50%ということで、事業展開はできていた時期もございしますが、やはりこのコロナ禍の影響で個人とか団体の利用が減ったと、施設の使用料が思うように入ってこなかったというようなことが大きな原因かと思います。

以上です。

(野本) そうすると、施設の使用料が主にということは、その使用料って1,000万以上の額が通常は、1,000万以上の使用料が減少したというふ

うに受け取ればよろしいのでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）文化センターにつきましては、30年度と比較してなのですけれども、稼働率が62.6%……失礼しました。30年度は62.6%稼働していたのですけれども、令和3年度につきましては50.3%の稼働率に下がっていると。また、利用時間の短縮による、5時間程度削減した時期もありましたので、その辺も影響していると。また、入場料の収入、チケット販売の収入の減ということで、定員の半分にしたために売上げが減ったと、そのようなことが全て加味しておりまして、見込みとしては1,114万程度のマイナスを想定しているため、このような補正を組ませていただきました。

以上です。

（野本）では、ということは、市としてはその具体的な数字は全部把握してこの数字が積算されているということでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）文化センターのほうを指定管理して出しております施設管理公社のほうから、3月末見込みということで1月末の段階で出していただきまして、それを算定で使っております。

（金澤）それでは、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算（第14号）について何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、6ページ……ごめんなさい、8ページですね。債務負担行為の補正で、中学校海外派遣業務委託がこの文章だと廃止になったと。中止になったということなのでしょうけれども、内容的には令和3年度と4年度、コロナ等の影響で海外派遣を行わないということで理解しているのですけれども、仮にこの感染症対策が、コロナ等が収束しつつ感染症対策が万全になったという状況になった場合には今後実施する計画になっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

（学校支援課長）お話しのとおり、令和2年度及び3年度は債務負担行為によりまして予算を計上させていただいた上で中止とさせていただいたわけですが、今後、令和5年度の実施につきましては、派遣先であるオーストラリアを含めました世界のコロナウイルス感染の状況をよく見据えまして、令和5年度の実施に向けて計画準備してまいりたい

と考えております。

以上です。

（金澤）その中学校海外派遣業務という形の中でちょっと大きく確認をさせてもらいたいのですけれども、今後その中学校海外派遣業務をどのように実施していくかという問題が当然出てくるのですけれども、例えば、今はオーストラリアに行っていますが、派遣先の見直しとか、派遣人数の見直しとか、デジタル化でICTを利用した視察云々というのでもできると思うのだけれども、そういう今後の海外派遣事業についてどういうふうに考えているか。英語の勉強であれば、ICTを使えば英会話の話もできるというような状況になってくるのだけれども、やはり現地へ行って視察をするというのをある程度重点に置いているのか、その辺でちょっとお聞きしたいのですけれども。

（学校支援課長）これまでの本事業で行ってきました派遣先の現地の高校との交流の積み重ねなど、本事業のこれまでの実績というものを考えまして、実際に現地で体験するというこの意義は大変大きいものというふうに考えております。見直しについては、この事業の実施、事業についての見直しというのはその都度行っておるものではございますが、現時点では同内容で継続させていただきたいと考えております。

以上です。

（金澤）では、歳出のほうにちょっと入らせていただきまして、25ページ、衛生費で、地域医療体制の整備基金積立金で117万円かな、の補正が入っています。説明ですと、ふるさと納税等が増加したという話でございしますが、補正後のこの整備基金の積立ての残高はどのくらいになるのか、まず聞きたいのですけれども。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）補正後の残高でございしますが、令和3年度末の見込額となります。6億2,261万1,136円となる見込みでございします。

以上です。

（金澤）やっぱり随分金額は大きいのですね。

それで、現在コロナ禍において、オミクロン感染症の影響等で市内の医

療機関、薬局さん、この辺が大変になっているという状況なのだけでも、市としてはどういうふうに現場を捉えているのか、また市としての支援要望が医師会とか医療機関、薬剤師会とかからあるのではないかと思うのですが、その辺の内容があったらお知らせ願いたいのですけれども。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）改めて伺ったというより、夜間診療所ですとか、ふだんの会議の中で先生方から伺ったお話の中では、やはり市内で発熱患者の方の診療ですとかPCR検査、そういった検査を実施している医療機関の先生方のお話では、オミクロン株の感染拡大が始まってからは、やはり患者さんが非常に増えたというふうに伺っております。中には、1月、2月それぞれ1か月間の発熱患者の方が前年の1年間の約3倍ぐらい、それぞれの1か月ごとの患者さんがそのくらいいらしたというようなお話も伺っておりまして、そういった中ではやはり医療従事者の方の過重労働への、その辺をすごく心配されている声が聞こえてまいりました。

以上です。

（金澤）そういう状況だったのですが、今第3回目のワクチン接種しているわけでございますけれども、鴻巣市内の医療機関の中で、ワクチン接種のほうが何か忙しくて通常の医療ができないとか、そういうお話とかというのは耳にしているのですか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）ワクチン接種、3回目接種ももう既に始まっておりますけれども、先生方の中には、やはり発熱患者、PCR検査も我々がやらないとという、すごく責任感を持ってやっただいております。ワクチン接種につきましても、ふだんの診療で影響のない範囲内でやっただいていっているのですけれども、皆様のご希望に、また接種したいという方のご希望に沿えるだけの接種回数は確保できておりますので、大きな影響はないというふうに考えております。

（金澤）では、教育部門のほうに移らせていただいて、36ページ、37ページのところで、学校管理費の中で施設改修事業でございます。これは小学校と中学校があるので、一緒に質問したいのですが、施設改修事業

のトイレの改修事業ということで、財源的には歳入の説明がありました教育費の国庫補助金を使うのだという話なのですが、田間宮小学校が7,300万、吹上北中が1億1,100万でトイレの改修ということなのですが、これトイレの改修は分かるのだけれども、どの程度の改修なのか、いわゆる学校は全部のトイレを直すのだとか、そのほかに付随の施設の改修があるのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

（教育部参事兼教育総務課長）それでは、お答えをいたします。

まず、トイレの改修内容ですけれども、こちら和式便器から洋式便器への交換、床のウェット式からドライ式への改修、照明器具のLED化、多目的トイレの設置、男子小便器及び手洗い器の自動洗浄タイプへの改修を予定しております。大規模に改修するような形でございます、トイレの中を一回壊しまして、そこで配管も全部入れ替えるような形で、田間宮小学校は1階から3階、吹上北中学校は1階から4階のトイレを改修するというので、大体校舎というのは何か所かトイレが縦にあるのですけれども、そのうちの一つの階層といいますか、2つあれば1個だけ1階から3階まで改修するというような形でございます。その理由が、全て一遍に改修してしまいますとトイレが使用できなくなってしまうので、仮設のトイレとか設置というのもあるのですけれども、そうしますと子どもたちが休み時間に外まで、仮設のトイレまで出ていってちょっと時間かかってしまったりとかということがありまして、そういう形で今工事を行っているところでございます。

以上です。

（金澤）そうしますと、このトイレの改修事業云々は、文科省での建築基準とか、埼玉県教育委員会のほうの指導、ある程度トイレはこういう形にきなさいというのがあると思うのだけれども、その基準にのっとった形で改修事業をやっていると思うのだけれども、バージョンアップするような形というのは考えているのですか。

（教育部参事兼教育総務課長）今のところは、トイレの改修につきましては文科省が示している仕様のほうで行っておりまして、バージョンアップというのは考えていない状況でございます。

以上です。

（金澤）質問にも出させていただいているのですが、小中学校のトイレ改修の財源の関係なのです。それで、各年度ごとの予算云々で各小中学校で、この年度はどこどこ、この年度はどこどこで改修しますよという話があるのだけれども、トイレの改修で、恐らく洋式化で改修していると思うのですけれども、もう大体小中でどのくらいの改修が終わったのかなというところをまずお聞きしたいのですけれども。

（教育部参事兼教育総務課長）トイレの改修の洋式化率につきましては、令和3年9月1日現在の埼玉県洋式化率の平均が62.2%であったのに対しまして、鴻巣市は57.8%という形になっております。令和3年度末で57.8%なのですが、令和4年度末には、今回の改修工事と、あと老朽化したトイレを単純に和式を洋式に替えるだけの工事もやっております、それを行いますと62.5%が洋式化されるという形になります。今のところの教育総務課としての考えでは、洋式化率100%を目指すということではなくて、中には和式のほうが使いやすいという方もいらっしゃいますので、おおむね90%を目指して今工事を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

（金澤）そうすると、鴻巣市としては90%を目指すというご回答なのですが、現状からいって、埼玉県の小中学校のトイレの改修云々の中で、洋式化云々があるのでしょうかけれども、鴻巣市は水準的には低いほうなの。中間なのですか。良化しているのですか。

（教育部参事兼教育総務課長）鴻巣市は低いほうになってしまっておりまして、またこれから先ほど申し上げました和式からトイレの工事ですか、トイレの大規模改修を進めまして、早く県平均に追いつくような形で今いきたいなというふうなところで事業を進めているところです。以上です。

（金澤）今、今後の計画はどうするのだと聞こうと思ったら、ご回答いただいたようなので、あれなのですけれども、他市の小中学校より改修がちょっと遅れているということなので、教育委員会としてもなるだけ、

財源的な問題もあるでしょうけれども、早く良化するような形で予算組みをしていただくという意気込みはいかがですか。

（教育部参事兼生涯学習課長）担当課といたしましては、洋式化率をどんどん進めて早く子どもたちのためにトイレの改修してまいりたいと考えているのですけれども、ただのトイレの改修につきましては、単純に和式から洋式に替えるということではなくて、大規模改修工事で古くなった配管等も更新しながら工事していったほうが後々効果的と申しますか、子どもたちも新しいトイレ、きれいになりますので、そういったほうを目指していきたいと思っております、簡易的なトイレの改修と大規模改修の2本立てで早く県平均にまず追いつきたいというふうに思っております。

以上です。

（金澤）では、最後の質問です。38ページ、39ページの文化センターの管理運営事業についてお聞きします。

前任者からも補正内容についてはご質問があったという形なのですが、その辺についてはコロナのためという形である程度集約できるなというふうに思って、指定管理料が足りなくなったということだと思っておりますが、文化センター自体、公共施設の総合管理計画に基づくと老朽化しているわけです。今後の計画的な施設計画というのかな、費用がかなり大きくなる施設修繕、この辺をどのように考えているかというのが今回の私の質問なのですけれども、本会議のほうで今年度、来年度か、新規で包括施設管理業務という形のをやりますよという話も出ておりますけれども、今後文化センターの維持管理、施設改修、この辺はどういうふうに計画しているのかお聞きしたいのですけれども。

（教育部参事兼生涯学習課長）公共施設等総合施設管理のほうでは、施設規模がクレアこうのすの場合大きいということがありますので、大規模改修等の費用が大きくなるということがまず予想されます。一応、予防保全の実施や計画的な修繕を行うことにより緊急的な改修は防げると思いますが、なかなか金額的に大規模改修になってしまうと。また、施設の利用も止めなくてはいけないということもありますので、現在課題

として捉えております。

（金澤）ちょっと超えてしまうとまずいかなと思うのですけれども、今年度予算に……来年度ね。包括施設管理業務というのがあるではないですか。そうすると、これは業務委託になると思うのだけれども、文化センターのほうの大規模改修云々というのも全部そちら任せという形になるのか、やはり教育委員会のほうでその辺の方向性は示すのか、そういう形はどういうふうになっていくのか分からないのだけれども。

（教育部参事兼生涯学習課長）私どもが説明を受けているのが、大規模改修については包括の対象外と。通常修繕、例えば電球が壊れてしまったりとか、そのような簡易修繕については包括の中でやっていただけるということなのですけれども、例えば大ホールの放送設備を全部取り替えるとか、そういうことになると対象外ということになっております。こちらで予算組まなくては行けないということになっております（P36 発言の訂正あり）。

（加藤）それでは、3点ほど聞いていきます。

まず、6ページの中学生の海外派遣事業の関係なのですけれども、先ほど前任者がいろいろ聞いた中で今後どのようにやっていくというふうことは分かったのですけれども、ただ3年度、あと来年、4年度が取りあえずできないというか、もう4年度も中止というふうなことが決定しているわけです。そういった中で、議会の中でも、海外派遣できないので、それに代わる何かをやったらどうかみたいな話ももう以前から出ていたと思うのですけれども、実際に去年実施できなかったことで何かやった内容があるのかないか、まず伺いたいと思います。

（学校支援課長）今年度の中学校生徒海外派遣事業に代わるものとしての実施内容につきましては、昨年度に代替案というものを検討はいたしたのですけれども、特に実施はちょっと困難ということで行わなかったのですが、今年度につきましては、中学校におきましてオーストラリアのシドニー市の現地の高校生とのオンライン交流を英語の時間に行っております。それぞれ自分の国や自分の住んでいるまちについての発表をお互いに英語で、現地の向こうの高校生は日本語を使ってなどを行って

交流をした取組を今年度は行いました。

以上です。

（委員長）大変申し訳ない。マスクのせいだと思うのですが、もう少し大きな声で質問していただけると大変よく聞こえると思いますので、よろしくをお願いします。

（加藤）オンラインで英語の会話でやったというふうなことを今お話しいただいたわけですがけれども、その対象生徒というのは、やはり海外派遣に人選するのは20人ということでやってきているわけですがけれども、そのオンラインでやった生徒さんたちはどういった選出方法というか、選出でされたのですか。

（学校支援課長）今回、この取組については市内の小中学校全校でというわけにはちょっといかなかったのですが、小学校1校、中学校1校において実施するようなものでございました。小学校のほうはちょっと難しかったのですがけれども、赤見台中学校の3年生のクラスにおいて今年度実施することができました。

以上です。

（加藤）赤見台は小学校の3年生……

（赤中の3年生の声あり）

（加藤）赤中の3年生ですね。小学校と中学校っておっしゃってましたよね。小学校はできなかったのでしたっけ。では、3年生で。今、全校生徒にタブレットがというか、ITのあれが、ICTの配付というか、対応しているわけですから、もっとやはり増やすこともできると思うのです。それがどのようにできるかということは、それは私ちょっと分かりませんが、では4年度も中止というふうなことをもう決定しているわけですので、4年度に向けては、また例えばオンラインでそういう交流会を持つ、またそのほかに何か別途考えているものがありましたら伺います。

（学校支援課長）このオンライン交流以外の取組については、令和4年度につきましては、事業に係る予算のほうもちょっと計上をしない方向でありますので、現時点ではちょっと考えはございません。オンライン

交流のほうを可能な限り進めていくことを検討していきたいと思っております。

以上です。

（加藤）対象児童数というか、学校ですけれども、もっと増やしてやっていこうと考えるのか、やっぱりいろんな面で難しいことなので、また学校を変えて1校をターゲットにしてやるとか、その辺はどのように考えているのか伺います。

（学校支援課長）市内の小中学校、それぞれ高学年を中心に交流ができれば広げていきたいという考えがございますので、進めていきたいと考えております。

以上です。

（加藤）3年度は小学校はできなかったということで、今小中学校をとというふうなことでおっしゃっていましたが、小学校と中学校をもしやるとなったときには、全然レベルというか、内容が変わってくると思うのです。それは相手の、今までは高校生、ハイスクールでしたよね。ですけれども、相手の受ける側の都合というか、そういうのはあると思うのです。やっぱり小学校だったら小学校向けのオンラインでやらなければならないと思うのですけれども、その辺というのはもう考えた中でどんどんやろうということで進めているのでしょうか。

（学校支援課長）具体的な部分というのはこれからまた検討していきたいと考えておりますけれども、今年度でも小学校におきまして、教員によっては、その教員のほうで海外の学校、小学生と交流をしたということもありますので、いろいろ調べていきたいとは思っております。

以上です。

（加藤）なるべく学校数も増やして、できればせつかく、実際にやっている海外派遣事業ですと人数を増やしてほしいということを前から私も言ったこともあるけれども、なかなか人数的には無理だというふうなこともありますけれども、オンラインであればもっと、やろうと思えば可能性が十分にあるかと思っておりますので、ぜひとも1校とかなんかではなくて、ぜひやっていただきたいというふうに思っています。

では、次、25ページの保育所の関係ですけれども、本来ですと単年度でやる事業というか、保育所の関係だったのを、3年の中で、3年計画の中で2年度から3年、4年度にかけてのというふうなことなのですけれども、これは全く新しい、新設でやる予定のところだと思えるのですけれども、それはどこに建設しようというか、やろうとしているのか伺いたいと思うのですけれども。

(こども未来部副部長兼保育課長) 今回の整備は、英和幼稚園が認定こども園に移行するという整備となっております。ですので、英和幼稚園が今度保育のお子さんを受け入れる認定こども園に移行するというふうな予定となっております。

以上です。

(加藤) 今現在ある英和幼稚園がというふうなことで、それはなかなか、やはりコロナ禍の中でそれが、先ほど木材とかいろんなそういうものがというふうなこともおっしゃっていましたが、そんなにやっぱり大変なことに今なってしまうという状況で受け止めるほかないということなのではないでしょうか。工事が、整備ができない状況になっているということは、それほどのやっぱり大変さ、コロナの影響があるという理解でよろしいのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 英和幼稚園さんのほうからは、ウッドショック等により木材の入手が困難だというふうに伺っております。今回木材の入手が、困難な状況ではあったのですけれども、確保ができて、令和4年の1月7日から工事を再開しております。大分建築のほうも進んでおりまして、4年の6月には工事が完了しまして、その後、旧園舎のほうの取壊しを行って、9月の開園ということで予定を進めております。

以上です。

(加藤) では、次、37ページの小中学校の整備の関係で、先ほどいろいろ前任者も質問あったのですけれども、トイレ改修というふうなことでありました。まずは和式から洋式に替えていくのを100%を目指すのではなくて90%、やはり和式のほうがという、そういう希望というのですか、

そういうこともあるというふうなことの答弁だったかと思うのですが、今ほとんどの家庭自体が和式でトイレを済ますというか、和式になっているというおうちが逆にあるのかなというふうに思うのですけれども、それで学校ではやっぱり和式のほうがいいという、そういう声というのは、まず実際あるのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）それでは、お答えをさせていただきます。来年度工事を予定しております吹上北中学校なのですけれども、校長先生との打合せの中で、中にはトイレに座るのを、潔癖ということでもないのだと思うのですけれども、嫌がる子もいるので、全部洋式化にするのではなくて和式も残してもらいたいというような要望をいただいております。

以上です。

（加藤）それは本当そういう状況というのは分かります。私もそうなので、和式のほうがいいというのはあるのですけれども、今の子どもたちがそうなのかなってちょっと不思議というか、そんなふうに考える子もいるのかなと思ったので、まずそれお聞きしました。

もうこのトイレ改修も数年前から国庫補助の中でやったりとか、別途、赤見台でしたっけ、どこか特別の何かお金がということで、急遽そこに追加して改修したトイレもありましたよね。私の近くにあります大芦小学校なども一部、去年でしたっけ、おととしかな、改修したりしているのですけれども、でもこれ何年ぐらいの、国の国庫補助というのはあるのかもしれないのですけれども、やっぱり本当に中途半端に、前の説明ですと、その平均、ここだけが新しくできた、吹上小学校とか吹上中学校とか、そういう新しいところはもう最初からきちんと整備されておるわけなのですけれども、既設のところではそういうふうに順番に、大体何%、各学校の洋式化になっているのは何%だから、それに追いつくようにやっていくのだという話で、今回はどこ、今回はどこということを進めてきていると思うのですが、そういう各平均でのことというよりはやっぱり、全部改修すると使えなくなってしまうというふうな話もあったかと思うのです。でも、例えば夏休み期間の長い間に改修を全てやってしま

うとか、何かそういったことであれば、やっぱりもう、ではこの使う学年はきれいなトイレで、こっちはもう和式のトイレで使うというふうなことというのは、やっぱり同じ学校にあってもちょっと違うのではないかなと思いますので、今後いつぐらいまでにきちんと全ての、先ほどみたいに和式がいいという希望があれば90%を目指すというのですけれども、90%を目指すにしても、何年計画の中できちんと整備していくという、そういう考えがあるのかお聞きしたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えをさせていただきます。

まず、夏休み中に全部のトイレというお話があったのですけれども、トイレの大規模改修なのですが、こちらのほうが大体6月ぐらいから工事を始めて、工事が終わるのが9月とか10月とかというふうな、工期が結構かかってしまうというところがございます。そういったことから、全てのトイレを一遍にというのはなかなか難しいかなというふうに思っております。

それと、90%を目指すということでございますけれども、こちら今令和4年度末には62.5%ぐらい洋式化率が進むということでございます。そのほかに大規模改修と、またトイレの和式から洋式への改修工事、今のペースでやりますと大体5%ぐらいずつ増えていくような形でございますので、まだちょっとしばらくかかってしまうのではないかなと思いますが、担当課としてはできるだけ早く洋式化のほうは進めたいというふうに思っております。

以上です。

（加藤）最後になるべく早くというふうなことですけれども、毎年予算計上していくのに、やはりここまで、今年度というか、次年度にこのぐらいの予算を要望して、どうかって、そういう計画をしていけば、では何年度になれば大体全部、90%なら90%まで達成できるかなという計算ができると思うのですけれども、なるべく早くというのは何かあまり約束のできない期限だと思うのですけれども、その辺きちんとやはり考えていただきたいと思うのですけれども、その辺、来年度もう予算は・・・ですけれども、再来年の予算を要望していく中でどのように考えてい

るのか、最後にお聞きします。

（教育部参事兼教育総務課長）今、大規模改修は大体トイレを年間30個ぐらい和式から洋式に替えているというところをごさいますて、そのほかにも単純な改修、便器だけを取替えという工事も大体30個ぐらいずつやっているというところをごさいます。このペースでいきますと、例えば50%増やすということになると10年かかってしまうかと思うのですが、来年度末で62.5%ですので、今よりもペースを落とすことなく進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

（菅野）すみません、引き続き何度もトイレのことを言いますけれども、要するに男の子が問題なわけです。女の子は別にいいわけですから。

（委員長）菅野博子委員、どこの質問なのか、もう一度まず。

（菅野）トイレの問題です。トイレでいうと13ページの小学校費補助金の学校施設環境改善交付金1,311万9,000円が田間宮小と北中のトイレ改修ということで、ここで1点でお聞きします。要するに男の子が何でいじめられるかといったら、学校で大便をしているから何かって言われるとかというところにあると思うのです。ですから、普通の家庭では今2個あるうちってあまりないですよ。男用の普通の洋式のというのあるうちはなくて、ほとんど普通の洋式のうちというのが多いと思うのです。ですから、1個は例えば個室で造ると。洋式で。そうすれば女の子も入れるし、生理のときなんかでも入れるわけです、女の子はまた。ですから、ちょっと造り方を、何も男の子のを造るのではなくて、洋式化で個室のを1個ぐらい造るとかという、そういう方法というのは取れないものでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）トイレの改修工事、大規模改修につきましては、多目的トイレというものを各階（P36「1階」に発言訂正）に1個ずつ設置しておりますので、そちらは男女問わず使用できるという形になっております。

以上です。

（金子）それでは、債務負担行為、6ページ、海外派遣事業について伺

います。

先ほど前任者のほうからいろいろお伺いをしておりますけれども、まず以前の委員会のほうでも複数の委員から代替案を考えてくださいというようなお話が出ておりまして、今年度に関してはオンラインというところはやったというお話だったのですけれども、やはり集合して、ある程度各校から選考するというプロセスを経る部分というのも子どもたちに多大なる経験を与えると私は思っているのですけれども、そういった海外に行けないとしても国内等でそういったような研修を扱っているような業者も私も幾つか見てはいるのですけれども、そういったような検討も含めて、今年、来年中止するに当たって検討がされているのかどうかお伺いします。

（学校支援課長）海外派遣事業に取って代わるものとしまして、来年度につきましても、令和4年度につきましても、先ほど申し上げましたように、オンライン交流というのを中心に行うとしますと、そちらのほうを考えてはおるところではございます。予算をまた改めて計上させていただき令和5年度以降につきましても、もちろんこの事業の実施を目指していきたいところではありますけれども、またコロナの状況などによっては国内での実施というのも視野には入れていかななくてはいけないかなというふうには思っております。委員さんが先ほどおっしゃられたような国内での例えば語学の研修施設などの活用についても、以前には検討いたしたというのは先ほど申し上げましたけれども、費用対効果の面でなかなか、実際に海外の現地で研修を行うものに代わるというふうにはなかなか、取って代わるものとはなり得なかったということがございました。令和5年度以降につきましても、他市町の動向なども含めまして、そういった施設の活用等について情報収集を行って見極めていきたいというふうには考えております。

以上です。

（金子）今、国内での研修に関して、考えたけれども、費用対効果の部分でというお話があって、もちろん海外に行けることが一番いい、それに代わるものはないとは思っているのですけれども、それが最上級のことだと

思うのですけれども、国内の研修であっても、100%ではなかったとしても、ある程度の、まず代表に選ばれるというプロセスを中3で、今まで公立の高校、中学ですので、受験を経験したことない子たちが初めてそこで選考されるというプロセスを経験できるわけです。その後に、研修に行く前にも、私のときはソーラン節か何かを練習したりとか、基本的に今まで小学校から一緒だった子たちと中学校で友達になっていたのが、もう全然違う地域の代表の子たちとあえて、そこで新たな気づきを得たりとか、仲よくなったりとかする、そこも醍醐味だと思うのです。何も海外に行くだけではなくて。というのを考えると、国内の研修でそういうプロセスもあって、国内の研修で、そこに例えば3泊4日、どこか分からないですけれども、軽井沢とかの何かそういう施設で外国人のALTの人たちと一緒に行って、3日間英語で話すとか、そういうのも人生経験としてかなり効果的なのではないかなと思うのです。さっき費用対効果とおっしゃったので、費用対効果という言葉だけ私受けると、今の900万円ですか、当初の900万円よりそれが高くなってしまうと費用対効果悪いよねと思うのですけれども、それより安ければ特に費用対効果は悪いとは私は考えられないのですけれども、その検討したときの金額はこれより多かったのか、少なかったのか、どれくらい違ったのかお伺いします。

(学校支援課長) 先ほど申しあげましたように、以前に検討させていただいたときの費用については、今ちょっと手元に数字はございませんが、海外派遣のほうは7泊8日で実施するものでございますが、それよりも短い期間の中で、この予算になかなか近い金額ではありました。施設の中でまた海外とオンラインで結んでの交流を行うようなプランが組み込まれてありましたので、そういったことも目玉的になっておりましたので、その辺のところでは費用がかかっておりました。先ほど申しあげましたように、語学施設、また英語合宿のような、こういったものの活用のほうは引き続き情報収集を図っていきたいというふうには考えております。

以上です。

(金子) 今、今後に関しては情報、来年はもう、来年度に関しては予算削ってしまいましたし、しかも募集ももうやめてしまっているのです、今からというのはなかなか難しいのは重々承知しておりますが、再来年以降恐らく同じ状況になっている可能性もゼロではないといったときに、やっぱりただの、さっきの赤中のオンライン、あれも意義はあるとは思うのです。ただ、あれってやっぱり受け身なのです。この時間にやるよという。というよりも、海外派遣って応募して選考があって、最後くじ引ですけれども、運の要素もあって、そのプロセスってとても大切だと思うのです。なので、そこを潰さないためにも、再来年度に関しては、前提としてそういったようなプロセスが組めるようなものというのを検討いただける、検討しようと思っっているのかどうか再度、もう一度お伺いします。

(学校支援課長) 金子委員がご経験されたように、実際に海外派遣、派遣される前に生徒たちは選考を受けて、そして決定された20名が研修を積んで英語などをスキルアップしたり、準備をしっかりと行って、また行って、そして実際に向こうへ行ってみて経験して帰ってくると、その過程も大変重要であるというふうには考えております。この事業の実施がかなわなかった場合、先ほど繰り返しにはなりますが、語学研修、国内の施設の活用等のほうも他市町の動向なども参考にしながら情報収集を図っていきたいというふうには考えております。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手をお願いいたします。

議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委

員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時20分)



(開議 午前11時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長と生涯学習課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

まず最初に、教育総務課長、お願いいたします。

(教育部参事兼教育総務課長) 先ほど菅野委員への答弁の中で多目的トイレを各階と申し上げましたが、1階に設置ということで訂正をさせていただきたく思います。よろしくお願いいたします。

(委員長) 次に、生涯学習課長、お願いいたします。

(教育部参事兼生涯学習課長) 申し訳ございません。先ほどの金澤委員からのご質問の答弁の中で包括、指定管理の関係、お話あったかと思えます。指定管理施設については包括の対象外ということで、私のほうもちょっと理解が足りなかったもので、クリアこうのすについては包括の指定管理の対象外施設ということで訂正させていただきます。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

では、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 介護保険課長、すみません、午前中の審議はここまでとしまして、午後1時から再開しますので、介護保険課の分野から説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時59分)

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分ですが、予算書の171ページから執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時50分)

(開議 午後 2時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を求めます。

先ほど執行部さんからの説明のスピードのご協力に感謝いたします。
本議案については、5名からの通告がございます。質疑はありませんか。

(野本) それでは、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算につきまして質問をいたします。

通告の順でしていきますので、最初に171ページの敬老祝金支給事業から伺っていきたいと思います。今回、この事業は、敬老日よりという形で形も変えていくことになるかと思いますが、祝金支給につきましてはご説明のとおり、長寿のお祝い、祝福と家族の労いということで挙げていらっしゃると思います。このところ高齢化、要するに敬老を祝う側の高齢化というののもあって形が徐々に変わりつつあると思いますし、またコロナ禍の中で在り方が変わってきているというふうにも感じております。コロナ禍での在り方と、アフターコロナの方向性について伺いたいと思います。

(福祉課長) ご質問にお答えいたします。

敬老のお祝いの在り方と、アフターコロナの方向性はということで通告

をいただいております。

令和元年度までは、敬老事業補助金として敬老会の実施主体に対しまして敬老会の開催をお願いをし、地域で敬老会を開催してお祝いをしていただいております。敬老祝金についても、民生委員さん、児童委員さんにより、手渡しで配布をしていただいていたところでございます。令和2年度より、コロナの感染拡大防止の観点から、敬老会を開催せずに祝敬老寿商品券、今年度については祝敬老寿お買い物券を支給をさせていただきました。敬老祝金については、令和2年度より、口座振込により支給をさせていただいているところでございます。

ご質問にありますとおり、敬老の祝いの在り方、アフターコロナの方向性ということなのですけれども、いまだコロナ感染についてまだ感染の終結のめどが立たないこと、あとはウィズコロナと言われるように、これからも密を防いだり、換気をしてマスクをしたりなどの感染対策が必要になると思われることから、集まっての敬老会を実施するということがだんだん難しくなってくるのかなと思っております。

敬老祝金についても、手渡しで支給することはできないと考えておりました、今年度祝敬老日よりという形で、今度お祝いの形を何かを配るとか集まってお祝いをするという形ではなくて、元気な高齢者を紹介をしたりですか、市を挙げて皆さんに敬老の日を意識していただいたりとかのきっかけになるように、そういった思いを込めて祝敬老の在り方というのを検討したところでございます。

以上です。

（野本）これまでの敬老の在り方についても、市の考えだけでなく、その実際に行っている方々、受けている方々の声というのはどんなふうなものがある、どう受け止めているのでしょうか。

（福祉課長）敬老会の開催の実施主体でございます支部社協さんですか自治会連合会の皆様のご意見等は頂戴をして、令和元年度にはアンケートを実施をさせてきたところでございます。あとは、実際に役員会に参加をさせていただいたりとかしながらご意見を頂戴をして、何とかその辺のお願いをしてご理解を得たところでございます。

以上です。

（野本） そうすると、その当事者の皆さんも大体この方向性が妥当であるというふうに考えているのでしょうか。

（福祉課長） 以前から、該当者の方が75歳以上ということになるのですが、開催をしてくださる役員の方も、だんだん自分たちも高齢になるということで、開催自体がちょっと困難であるというようなご意見も頂戴をしたこともございます。一部からは、敬老会はやらせてくださいという声もあったのですが、やはり先ほど申しましたとおり、密を防いだり、マスクをしたりとかということで、なかなか集まってやるのが困難だということもありまして、こういった形を取らせていただきました。

以上です。

（野本） 今回コロナというのが一つのきっかけであろうと思いますが、実際のところ私も敬老会の席に伺ったこともあり、そこで見てきた中では、このコロナの前の段階でやはりたくさんのお土産といたしますか、配布物を用意するですとか、それをお渡しするですとか、あるいは来られない方がかなり多いので、それをお配りするということを見てきた中では、もうコロナになる前の段階でかなり無理といたしますか、負担が大きくなっているなというふうに感じていたのです。その辺これはコロナ抜きにした中でどうお考えでしょうか。

（福祉課長） コロナを抜きにということですがけれども、先ほどちょっと触れさせていただきましたやはり実施主体の方の役員の高齢化、そういったものもかなり市のほうにもご相談があったのは事実でございまして、なかなか自治会ですとか実施主体の役員が若返りが図られないということは、自治会連合会のほうでも参加をさせていただきましたときに、民生委員さんの高齢化ですとか、なかなか役員のやり手がない、そういったお声もありまして、だんだんと難しくなってきたのかなと思っております。

以上でございます。

（野本） では、次の項目に入らせていただきます。

181ページのこどもの医療費支給事業です。これまでは鴻巣市民が鴻巣市内の医療機関にかかる分には窓口払いがなかった、窓口は支払わなくて済んだということでしたが、他市の医療機関にかかった場合は償還払いというふうになっているというふう聞いておりました。これいろいろ調べたわけではなくて、問合せがあった話で、他市では鴻巣の医療機関に子ども、小児科にかかったときには無償、その機関での支払いをなくしている市もあるというふう聞いたのですが、そういう仕組みが鴻巣はやっていなかったのかなというふうに思いまして、その理由について伺いたいと思うのですが、お願いします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) これまで鴻巣市民が他市の医療機関にかかると償還払いとしていた理由ということをお問合せですが、親の状況に関係なく子どもたちが身近な医療機関で受診できるように、本市では平成23年1月診療分からは市内の医療機関に限り現物給付化をしています。現物給付の方式というのは、受給者にとっては一時的な負担がなく、経済面からも安心して医療を受けられる仕組みではありますが、やはり償還払いに比べて受診者数が増加する、医療費が増える傾向にあります。先ほどもご説明しましたが、本市でも市内の現物給付化したときには、実際前後で今医療給付費が3,750万増え、割合にして13%程度増加しています。また、先ほどの話のとおり、国民健康保険での国からのお金がペナルティーで減額されるだとか、本人に窓口負担がないので、どれだけの負担金がかかるかというのが本人が確認ができないというデメリットもあります。ですから、鴻巣市としては、身近な医療機関には速やかに医療がかかれるようにということで、市内に限り現物給付にしていました。

(野本) 今回は県内というふうに広がりますけれども、市内だけではなく、周辺市とか、隣接自治体とか、そういうふうなことも、周りの市の中でやっているところがあった。それは、どういう考え方の違いになるのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 実際近隣の県央地域に限りますと北本、桶川、上尾以南につきましても各市、町の中での医療機関に限

りの現物給付となっています。そういったところで、医療機関がある程度自治体にたくさんあるというところでは、できるだけ市内の医療機関を利用していただきたいということもあると考えています。

以上です。

（野本）分かりました。市内にあまりないところが周辺を受け入れる可能性があるというふうにとちょっと理解をしておきたいと思います。

もう一つこの項目で、医療機関としてはこの現物給付については市内での今までやってきたものに加え、県のレベルに広がっていくということで、市外から鴻巣の医療機関に、小児科とかかかることがあるわけですが、そういうときに精算の仕方、流れといいますか、を伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）現物給付の仕組みは市内であろうと市外であろうと変わりはなく、具体的にスケジュールで説明しますと、例えば1月に受給者が医療機関を受診します。そうしますと、翌月中に医療機関が審査支払い機関、例えば社会保険診療報酬支払基金だとか埼玉県国民健康保険団体連合会等に1月中のレセプトを提出します。そうしますと、2月中に審査支払い機関が審査をして、その結果、医療費について各自治体に請求をします。市から審査支払い機関に医療費を支払い、その機関のほうから医療機関へ3月の下旬ぐらいまでには支払いができるという流れになっています。

以上です。

（野本）そうすると、これまでもそうだったという中では、1月に受診した分はおおむね3月の下旬か4月ぐらいにその額が医療機関に入ることなのですね。そこに対しては、医療機関側は特にもう、今までもそうだったからということで抵抗はないというふうに考えてよろしいでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）そうですね、直接的にそういうふうなことに対して抵抗があるというお話は、市のレベルでは届いてはおりません。

以上です。

(野本) この新年度、10月からでしたっけ、新しい制度になっていった場合に、鴻巣市内の医療機関は受診者が増えるのか、減るのかというのは医療機関にとっては大きな問題ではないかと思いますが、その辺についてはどのように考えますでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) これにつきましても、実は鴻巣市医師会の会長のほうには、こういうお話が県からあったということと、県は未就学児ではあるが、鴻巣市としましては子どもの医療費の年齢、18歳年度末までそういう対象にしたいということはお話ししてあります。市の医師会長さんも、もう県からそういう話は来ているよということでご了解いただいていると考えております。

以上です。

(野本) 分かりました。

次に、193ページになります。子どものための安全対策事業で、これについては説明で内容はよく分かりました。保育園のお散歩コースの安全を確保していくという内容なのですが、ここで今回やろうとしているのは道路にその標示をするということだったと思いますけれども、この安全対策という観点では、道路だけではなく、水路ですとか、そういうものが周りにあるところ、保育園もあるというふうに私は認識しているのですが、そういう部分なんかには安全対策というのは、今後の計画というのは振り幅があるのかどうか伺いたいと思います。

(こども未来部副部長兼保育課長) 今後の計画ということかなと思うのですが、今回2か所の設置をすることになったこととしては、市内の保育施設にまず散歩経路の安全点検を実施していただきまして、各施設からその点検結果と危険箇所等の報告を受けました。その後に道路課と一緒に現地の調査等を行いまして、まずその候補地を挙げまして鴻巣警察署と協議を行った結果、来年度2か所設置する予定となっております。今後の計画につきましては、まずそのキッズゾーンの設定につきましても、来年度2か所設置した後にまた関係機関等と協議を重ねてまいりたいかなと思っております。

安全対策という別の面ということではあるのですが、今回その路

面標示等をさせていただく予定なのですけれども、当然未就学児がここを通りますよということで自動車の運転手等には注意喚起をしていかななくてはいけないのかなと思っております。そういった面では、路面標示だけではなく、看板等の設置等も検討していかななくてはいけないのかなと思っています。また、安全面では、当然園外での活動だけではないとは思っておりますので、そういったことも含めて今後検討していきたいと思っております。

以上です。

（野本）そうすると、路面標示に関しては4年度に2か所の後の、次はここ、次はここというのが決まっているわけではないということなのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）現在のところは、次がどこということとは決まっておられません。というのは、今回警察と協議をする中で、当然上尾道路の関係とかもありまして今回設置ができないというようなところもあります。ですので、今後また協議を重ねていきたいなと思っております。

以上です。

（野本）今回の事業でお散歩コースという一つのキーワードが出てきたので、以前ちょっと私が相談があったことがあって、ふくろうの森保育園だったか、その周りに水路があって、そこお散歩コースになっているので、危ないというふうに聞いたことがあったのですが、そんなような声というのは言っていなかったのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）お散歩コースの中で危険箇所を挙げてもらおうということの中で、特にその辺がちょっと聞いているわけではないので、引き続き今後もお散歩コースの安全点検というのは引き続きやっていただくことになるかと思っておりますので、その中で把握していきたいと思っております。

以上です。

（野本）分かりました。

次に、223ページの保健衛生総務費庶務事業です。この中で、救急医療負

担金が3,000万円出されるということで、三次救急に対応する資金というふうに説明をいただきました。こちらについては、民間の病院に対する援助になると思うのですが、幾つも市内にも病院がある中で、例えば鴻巣医師会とか、そういうところの調整といいますか、反応というのか、そういうのはどういうふうなものなのでしょう。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）鴻巣市内の医師会に対してということでございますが、まず6月1日に済生会加須病院が開院になるということにつきましては、済生会病院が現在市内の病院を、医療機関を巡回しているというふうに伺っております。医師会の会長、副会長には2月28日に連携協力に関する協定を締結しますということで、協定書の内容についてもご確認をいただいております。そうしたところ、やはり本市の救急医療の確保、充実に大きく貢献していただけるということ、またあと病病連携、病診連携ということで、市内の医療機関との関係の体制も構築できるということで、評価していただいているというふうに捉えております。

以上です。

（野本）分かりました。

では次に、225ページで地域医療体制整備基金積立金のところですが、この基金そのものはこれまでの説明でもありましたけれども、総合病院の誘致が大きな柱というふうになっているというふうに説明がありました。鴻巣市内には確かに総合病院みたいな大きなところはないとしても、北本、行田、そしてこのたび加須には三次救急というふうなもう周りにしっかりとできてきているという中では、今後どうしても市内に総合病院というのが必要になってくるのだろうかというところもひとつ考え方として考えなければならない。まして、県央医療圏の中で病床数が救急に関してなかなか確保できないといいますか、枠がないという中で、それでもあえてその病院を造るというふうなことは、何かだんだん周りの状況から変わっていくのではないだろうかというふうに考えるのですが、その辺の見解を伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）本市では、これまで医療課題とし

て救急医療や小児救急、特に入院のできる小児救急、また分娩のできる産婦人科、こちらを掲げて誘致を行ってまいりました。野本委員がおっしゃいますように、やはり周辺には大きい総合病院も幾つかございます。ただ、こういった中でこの3つを兼ね備えているという病院もなかなか少ないというところもございますし、また高齢化が今後進む中でやはり交通等の利便性を考えるとやはり市内に総合病院があるということが望ましいというふうに捉えておまして、総合病院の誘致に関しましては今現在特に今後進めていかないというわけではございません。今後も引き続き本市の医療課題に合致するような医療機関があれば、そこはまたそこで検討していくというふうになるかというふうに考えております。

以上です。

（野本）病院もいわゆる民間ですから、事業として成立しないとやっぱり非常に難しいだろうというふうに思うのです。特に今挙げている小児救急ですとか分娩ができる医療とかというのは採算が非常に難しい部分で、それを周辺でもない中で、では鴻巣にできるかというのは、現実的には非常に難しいのだろうな、できるとしたら市立病院でやるしかないのではないだろうかというふうにも思うのですけれども、でも民間に今後も期待をしていくという考えになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）総合病院の誘致は、本当に地域医療の提供体制の整備ということで、大きな取組の一つにはなるかと思っております。非常に委員ご指摘のように、難しい課題であるというふうには捉えておりますが、今後も第7次の地域医療計画のほうの中間見直し等もございますので、その辺の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（野本）ちょっと時間がだんだんなくなってきましたのですけれども、先に学校のほうで伺いたいと思います。

321ページのスクールバス運行事業を伺いたいと思います。笠原小学校が中央小学校に統合をしていくという中でこの事業が始まっていくわけで

すけれども、笠原小学校に通学している児童は全員このバスで通学するというふうになるわけでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えをいたします。

笠原地域全体の児童を対象にスクールバスを運行いたしますけれども、54世帯65人に対して52世帯63人から利用の申込みがありました。残りの2名に関しましては様々な事情もございまして、保護者が車で送迎するというふうにお伺いしております。

以上です。

（野本）そうしますと、これまで小学校までの道が通学路指定だったと思うのですがけれども、今度は集合場所までの道というのはその通学路から外れるところはないのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）笠原小学校が閉校となる関係で、これまでの通学路は基本的には使用しないという形になるかと思えます。来年度以降についてですが、乗降場所まで行く方法は保護者の方の地区の役員の方が中心となりまして、学校と協議してその集合場所までどういうふうに行くかというのを決定していくかと思えます。その中で通学班を組みまして指定の通学路を設けて乗降場所まで歩いていくということも考えられますが、地区の役員、また保護者の皆様の判断に委ねているというところがございます。

以上です。

（野本）そうすると、新たな集合場所がしっかりと固まっていくと、そこまでの道、その周辺の道というのは新たに通学路に指定されるというふうな考えになるのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）そういったこともあるかと思っております。話変わってしまいますけれども、乗降場所を今指定しておりますけれども、中には例えば横断歩道がないというようなところもがございます。そういったところにつきましては、自治振興課を通しまして警察に要望してまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

（野本）最後に、バスに乗れなかった場合というのはどのような対応が

あり得るのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）時間に余裕を持って集合場所に来ていただくようお願いしております。遅れてしまった児童につきましては、安全性の観点から歩いて登校ということはしないように、保護者の皆様方に周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

（加藤）それでは、議案第19号の一般会計予算に関しまして質問を行ってまいります。本会議がある前にちょっと準備して、項目は変わらないのですけれども、多少内容が変わるところがありますので、ご了解いただきたいと思えます、前任者の答弁とかも含めた中でのことですのでけれども。ということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、民生費の157ページの重層的支援体制整備事業の1,121万3,000円の件ですけれども、これは新規事業ということで始めるわけなのですけれども、参考資料の中には包括的な支援体制の整備に着手し、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援をというふうなことで、一体的に行うことを目指していきますというふうな説明が書かれているのですけれども、これというのはどういった相談できる日程的なもの、そしてそれは相談を受ける側が、市の職員さんが対応するのか。あと、相談時間が制限された中でのということの内容なのかをまずお聞かせください。

（福祉課長）お答えいたします。

重層的支援体制整備事業について相談ができる日程はということですがけれども、こちら他課で例えば相談を実施している、例えば健康づくり課の心の相談とか、そういった相談会というようなイメージではございません。庁内の既に相談窓口を実施しているところで例えば受けた市民の方の相談内容によりまして、複数の課にまたがるような多様化した、複合化した相談があった場合に、福祉課の中に新しくできます担当にて複数の担当課、部署をマネジメントしながら全庁的に伴走支援を行うものでございまして、相談ができる日程等を特に設けることではございません。

2つ目の市の職員が対応するのかというご質問ですけれども、現在も、これ新規事業というような先ほどお話がございましたが、鴻巣市で相談を受けていないわけではございませんで、相談を受けている各課が今も鴻巣市は連携を取りながら職員で対応しておるところでございます。ただ、新たに福祉課の中にできる担当の中で、会計年度任用職員ではありますが、臨床心理士等の専門職を雇用したり、あとは例えば今もこれ行っているのですが、ひきこもりですとか精神疾患がある方にご支援する場面、福祉課でご相談を受ける場合にも健康づくり課のほうの保健師さん等に関わっていただいて県の保健所等につないでいただいたりですとか、障がい者の相談があれば、目の前ですけれども、障がい福祉課のほうの職員につないだりとか、そういったことをやっております。そこを今度また新たにできる担当のほうで、今後は市の職員だけではなくて地域づくり、地元の方たちの見守りですとか、あとは高齢者であれば地域包括支援センターとか医療機関、そういった外部の機関にも多機関で支援をしていただくような対応策を講じたりとか、そういった事業でございます。

それと、相談時間の制限はということですが、先ほどご説明をしておりますとおり、相談会等ではありませんので、相談時間の制限はございません。

以上です。

（加藤）では、今までもいろんな相談窓口というのはもちろんあったとは記憶というか、認識をしておりますけれども、それ以上にきめ細やかな、重層的な支援の体制をとるというふうな理解でよろしいのですね。

（福祉課長）はい、そのとおりでございます。

（加藤）では、次に行きます。

では、次169ページの老人福祉庶務事業です。602万円という予算計上ですけれども、これは敬老会をしないというふうなことでの話の内容にも関わるのかなというふうに思うのですが、私自身、前から敬老会は年齢引き上げた中で実施したらどうかということ、一般質問のでもそんなことを言ったりしたのですけれども、いろんなアンケートを取ったして、

やっぱりやってほしいというふうな意見があつて続けてきた、ところがちょうどコロナ禍の中で2年度、3年度実施できないということで、商品券を本人に直接郵送するというふうなことになってきたわけです。私も、だからいきなり廃止というのであまりにも、廃止ということでちょっと驚いている面もあるのですが、いろんな社会環境の中でいろんなことに移行していくというのはあり得るのではないかなというふうな理解はしております。

それで、お祝い割引に協力する市内商店をというふうなことで、やはりこの参考資料なんかに掲載しているわけなのですけれども、市内商店の情報的なものというのはどういうふうにこれをやろうとされているのか、まずお聞きします。

（福祉課長）お答えいたします。

先ほどは敬老会の事業終了についてはご理解をいただいているということで、ありがとうございます。今後はお祝いの表し方をちょっと、物を配布するというのではなくて、支給するというのではなくて、祝敬老だよりというのを考えておりまして、市内でご活躍の高齢者がまだまだいらっしゃいます。そういった方をご紹介するお便りを敬老の日に合わせて9月広報と同時期に発行することを考えております。その中で、市内の商店さんに今回2年続けて商品券、お買物券を支給したことによって商工会とか地元の商店さんともちょっと連携を取ることができておりまして、今も商工会のお買物券には店舗によってプレゼントがありまして、その内容は割引クーポンの進呈とかポイント3倍とか、年会費無料ですよとかという、インセンティブのようなプレゼントがついておるところでございます。そういった敬老の日の近辺に市内の在住の75歳の方が身分証明のような形で提示することによって、敬老の日を一緒にお祝いをしてくださるような店舗を広報で募っていくつもりでおります。それを先ほどご説明をしました祝敬老だよりに掲載をすることで市民の方に対しても周知をさせていただきまして、それをちょっとここで情報ということで説明をさせていただいたところです。

以上です。

(加藤) この祝敬老だよりというものは、それ職員さんが作るのですか。

(福祉課長) 今回敬老会を終了するのに当たっては、担当の職員もかなりいろいろと考え、企画をさせていただきました。そういった思いもありまして、祝敬老だよりは職員のほうで企画立案をして作成をしていこうと思っております。

以上です。

(加藤) これというのは、この発行するのはどのぐらいの間隔でやるのかということと、あとせつかくなので、今まではそういうこと、敬老されるその75歳以上の方にはただお祝いをするということでしたのですけれども、せつかくこの祝敬老だよりを出すに当たって、その75歳以上のどなたと別に私が決めることではないのですが、そういう方たちの情報というのか、いろんな考えとか、そういう市民の方のいろんなことをそこに掲載するというふうな考えがあるのか、ないのかを伺います。

(福祉課長) 祝敬老だよりについての掲載ですけれども、これも市民の方に広く身近でそういった紹介をしたい、自慢をしたいような高齢者の方がいらっしゃるかとか、そういったのは募集を募ろうかとも思っております。あとは、市の職員の中にも本当に高齢者の方が今元気に活躍をされているというような方も、ご紹介したい方もいらっしやいまして、広くその情報は募っていこうと思っております。

それと、発行の期間ということもございますけれども、これはやはり敬老の日というものを、市民の方にご自身の周りのおじいちゃん、おばあちゃんを意識するということのきっかけになるように、今は年1回の発行を考えております。

以上です。

(加藤) このお便りを出すのもいいのですけれども、なかなか今まで、直接もらったのはこの2年間商品券をいただいたわけですが、それ以前というのは各町内会とか何町内会で一緒にやると、もちろんあったのですけれども、直接そういう自分たちに何かお祝いをもらったというふうなことがあるわけですが、お便りでのそういう配られて、何、お便りだけなのみたいなことで、どの辺まで理解していただけると

いうふうに思っていますか。

（福祉課長）個々のいろいろとお考えがあるかとは思いますが、今回はその該当者に対してだけの何かを支給するというお祝いの形から、もう敬老の意を表するというので、ちょっとお届けをする形を変えさせていただくということになるのかなと思っております。なので、先ほどの商店のほうの協賛も含めて市内の方が敬老の日を意識していただけるきっかけになるお便りであってほしいなと思っております。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

同じページなのですが、要援護高齢者等支援事業の中で、2,649万ということで、75歳以上の独居高齢者に見守りサービスを案内しというふうなことでやはり参考資料の中に書いてありますけれども、いろんなサービスに際して月額2,000円をというふうなことですけれども、これ本会議だとか何かでもこの質問もあったかと思うのですが、緊急システムというのももちろんあるのですけれども、そういうことでなくて、全く何か別のそういうサービスを受けた方に対して月2,000円というふうなことになるのですか。それで、その緊急システムのほかに何かそういったサービスというのはどんなものがあるのか教えてください。

（福祉課長）今回の高齢者あんしんみまもりサービスというものなので、今高齢者担当のほう福祉課の中にあります。毎日毎日、鴻巣市の市民の方から安否確認というような情報が入ってまいることも多くあります。職員のほう警察と協力をしまして、すぐに駆けつけると、残念ながらおうちの中でお亡くなりになっていたというような件数も本当に多くなってきているところから、今回高齢者あんしんみまもりサービスというものを実施させていただくことにいたしました。これについてですけれども、緊急通報のサービスはまた継続をさせていただくのですが、その緊急通報はある程度の介護度ですとか、そういった条件がありました。そうすると、それに該当しない方たちに利用ができないのかというようなお問合せも多くいただくことがありまして、今回のこちらのあんしんみまもりサービスは広く、その今市場に出回っている見

守りのサービスを提供してくださる業者さんを募りまして、登録をしていただくことによって必要とする市民の方またはご親族の方がそこから選んでいただくようなことを想定しております。具体例ということですので申し上げますと、例えば見守り電球というものがあまして、今までは緊急通報ですとおうちに設置したボタンをこうやって押して、自分で押さないと通報ができないというようなこともあったのですが、電球の点灯ですとか消灯の動きがない場合に、事前に設定をした通知先にお知らせをするとか、あとは依頼に応じてはスタッフが利用者のお宅を訪問していただくとか、そういったサービスがございましたり、あとは電話を毎日同じ時間にかけて、大丈夫ですかというような応答を受けたり、相談に乗っていただいたりという見守りサービスをやっていたり、いろいろと消灯、電気の関係もそうですし、見守りと同じような、通報を受けるといような内容もあるようで、いろいろとサービスの内容は用意ができるかなと思っております。

以上です。

（加藤）では、緊急システムのほかにそういうのでいろんな、ある。では、そういう業者があるということすらなかなか皆さん把握できないと思うのです。ですから、そういうきちんとしたお知らせとか何かをしていただかないと、そういうサービスがあるなんていうことさえも知らないと思いますので、何かの折に、今度こういうことでこういう2,000円の補助がありますよというふうなことのお知らせと同時に、こんな業者がありますという紹介的な、そういうものを本当に分かりやすく出していきたいというふうに思うのですけれども、時間もないので、するかしないか、一言でお願いします。

（福祉課長）いろんなところで周知、広報していく予定でおります。以上です。

（加藤）では次、191ページの病児・病後児保育の事業の中で、大体毎年、前例ですとどのぐらい利用されているのかということと、あとめぐみの木では体調不良のときにはお迎えをしているというふうなことで、パンジーキッズはしていないということですよ。1か所だけがそういうふ

うにお迎えもしてくれらるというのですけれども、今後パンジーキッズのほうにもお迎えとか何かしていただくような、そういう話というのはあるのかなのか、お願いします。

（こども未来部副部長兼保育課長） 毎年の利用状況ということからお答えいたします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が大分減っておりまして。パンジーキッズのほうは85名で、めぐみの木病児保育室のほうは、8月からの開室でしたので、35名という大分少ない人数でした。今年度なのですけれども、今1月末までの利用状況ですけれども、パンジーキッズのほうは55名、めぐみの木病児保育室のほうは199名となっております。

送迎の関係なのですけれども、パンジーキッズのほうにもどうなのかということなのですけれども、実はこの送迎対応というのが平成28年4月子ども・子育て支援交付金の幼児保育の事業の実施要綱が改正されて、送迎対応が追加されました。その際にパンジーキッズのほうにこういった事業があるのでやってもらえないかというお話をさせていただいたところ、看護師等の配置ができないので難しいというお話だったので。また、今回めぐみの木病児保育室が送迎対応をやるというときにも再度お話をさせていただきました。その際にもやはり看護師の配置が難しいので送迎はできないということで回答をいただいております。

以上です。

（加藤） お勤めしていて、具合が悪いから来てくださいだとか、迎えに行くと、保護者の方が言われてもなかなかすぐに行けないというのもあったりするわけですから、やっぱりまた再度お願いしていただくような形を取っていただければというふうに思います。これは質問ではなくて結構です。

あと、次の同じページの保育ステーションなのですけれども、ここへ何人の予定かというふうに出しているのですけれども、たしか12名とかというふうな答弁がこの前あったかと思っておりますので、それで間違いなければこれはこれで結構なのですけれども、これでよろしいですか。では、

これはなしにします。

あと、では次の衛生費の221ページのほうに行きます。保健衛生総務費庶務事業なのですけれども、前任者もこの質問もしておりました。その中で、第三次救急医療というふうなことでというふうなことなのですけれども、今現在は上尾中央病院と、あと北里大学メディカルセンターに小児救急医療のお願いしていますよね。今度新しくできる加須病院には小児救急医療のほうのそういうお願いというのはする考えがあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 済生会加須病院なのですけれども、26の診療科目で6月1日オープン予定でございます。その中にも小児科のほうは設置されております。小児救急に関しましては、二次医療圏が加須市とは異なることになるわけなのですけれども、医療圏越えるとなかなか受入れは難しいというふうに言われておりますが、これまでの話合いの中ではそういった救急等があった場合は受入れを積極的にしていただけるというようなお話をいただいております。

(加藤) 上尾中央と北里で、2か所でやっていただいているのはわかりますけれども、やっぱりせつかく3,000万円の助成をした中で、より近い病院だというふうなことで、そういうこともされたわけですから、3病院でそういう受入れ態勢ができるようなことをぜひともやっていただきたいというふうに思うのですけれども、では再度そういうふうに本当にやっていただけるかどうかというふうなお話をしていただけるかどうかの確認を。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) そのような受入れにつきましても、今後お願いを引き続きしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

(加藤) 次、225ページの予防接種事業ですけれども、先ほど答弁の中で、ここに出しましたのは対象年齢は何歳かというふうに出しているのですけれども、先ほどの説明の中で50歳以上というふうなことの説明があったかと思えます。それで、2種類、種類があつて、1つのほうは2回接種するとか、片方はあれで、4,000円の補助をするというふうな説明だっ

たかと思います。これは、今年度初めて、私も一般質問で要望したりして本当よかったなと思うのですが、肺炎球菌ですか、あれも5年ぐらいというふうな有効、効力期間というのですか、ですけれども、この带状疱疹というのは1回打てばどのぐらいの有効期間というか、効力期間というのがあるのか。前なかなかそういうことが分からないので、助成するのも注視、いろんなところのを見させていただくというふうな、そういう答弁だったかとは思いますが、どのぐらいのことが、何か分かったのか、教えてください。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）ワクチン2種類あるというふうに申し上げました。1つの水痘ワクチンに関しましては、お子さんが接種しているワクチンとワクチン自体は同じものです。それが大人にも適用できるということで、2016年に承認されたばかりでございます。その際に、今抗体の持続期間がどれぐらいかということに関しましては、5年程度というふうに言われております。これが1回の接種で済むワンワクチンのほうです。もう一つが带状疱疹ワクチンということで、こちらは2回の接種が必要なものになっております。こちらにつきましても、2020年にこちらも承認されたばかりでございます。なかなかこれで最終的にもう何年もちますというような、抗体の持続期間がもちますというところまではいってはいないのですけれども、研究の途中段階であります。そちらは9年ぐらいは持続するだろうという研究途中ではございます。そういった中で、本市といたしましては、やはり带状疱疹にかかると非常に大変な思いを、痛い思いをされるということで今回助成をさせていただくことにいたしました。

以上です。

（加藤）助成額が4,000円ですよね。これ2種類あって、片方が1万円ちょっととか、もう片方は私もちょっと調べてこなかったのですけれども、前に自分で調べたときに金額にかなり差があったと思うのですけれども、大体本人負担が、1回で済むのと2回をやってというのとでは、その1回に幾らというふうになるのかもしれませんが、およその本人負担額がどのぐらいになるというふうな想定ですか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) こちらは行政措置の予防接種として実施していきますので、実際のところ接種料金というのは定まってはいない状況でございます。今度新しく2回接種のほうのワクチンにつきましては非常に単価が高いというふうに伺っておりまして、ワクチン自体が2万円前後するのではないかというふうに言われております。そのうちの1回接種した場合に、2万円のうちの4,000円を助成させていただくというような考え方でございます。

(加藤) では、321ページの小中学校の適正規模、適正配置の関係です。これももう既に今、適正配置等審議会でしたっけ、あって、この3月の9日にはまた諮問するというふうな話もあったわけですがけれども、この適正配置の審議委員の構成メンバーですがけれども、改めてまたということではなくて2年任期ということで、2年の委嘱でしたよね。その中で、これから適正配置の、この前説明のあったその内容的なものを今のこの2年の任期の間で、いつかまだ分からないというふうに本会議での質問の中でもありましたけれども、委嘱されたその人たちの間で決定的なもの、結論的なものを答申していただくというふうに考えているのかお聞かせください。

(教育部参事兼教育総務課長) では、お答えをさせていただきます。現在の委員の任期が令和3年9月1日から令和5年8月31日の2年間ということでございます。先日の部長の答弁にもございましたが、今回の適正配置審議会、3月9日でしょうか、予定しておりまして、そちらのほうでスケジュールについては示したいというところで、今現在まだ検討を進めているということでございます。以上です。

(加藤) では、次へ行きます。ページ345と353ページ、小中学校のふれあいサポート事業、これ一緒でお聞きします。今回は田間宮小、赤見台第二小、赤見台中、吹上北中ということなのですけれども、先ほどの説明の中で中学校は増設というふうにあったのだと思うのですが、田間宮と赤見台第二小は初めてなのか。それで、その増設の中学校に対しては、では今まであって、それにまた

増設してやるというふうなことですと、どういうふうに特別支援学級の仕分というのですか、生徒たちの分け方がどのようになるのか教えてください。

（教育支援センター所長）お答えいたします。

4校、小学校、中学校とも特別支援学級は既に設置をされております。障がい種の違う教室を増設いたします。田間宮小と赤見台第二小と赤見台中につきましては自閉症情緒障がい特別支援学級を、吹上北中は知的障がい特別支援学級を増設する予定になっております。

以上です。

（加藤）では、次行きます。

説明以外のところなのですけれども、時間ないので、ではまず。173ページの後期高齢者健康診査事業なのですけれども、これ血清アルブミンの検査を追加するというふうなことが一部新規事業の中にあっただかと思うのですけれども、では追加されることによって本人の個人負担が増えるのか、それとまたもし異常があった場合にはどのような指導がされるのか伺います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時10分）



（開議 午後3時10分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を再開します。

（加藤）337ページの人権教育推進事業の中で、いじめ問題とかという委員のあれがありますけれども、以前にいじめ関係で、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬等いじめ問題のありますけれども、今現在この委員会を続行してやっているのか、もう既に解決しているのかをお聞かせください。

（学校支援課長）今年度につきましては、重大事案としてのいじめの案件というものは、調査が入っているものはございません。

以上でございます。

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 1 分)

(開議 午後 3 時 1 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度で終わりにし、次回は来週月曜日、3月7日に続きを行います。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 1 2 分)